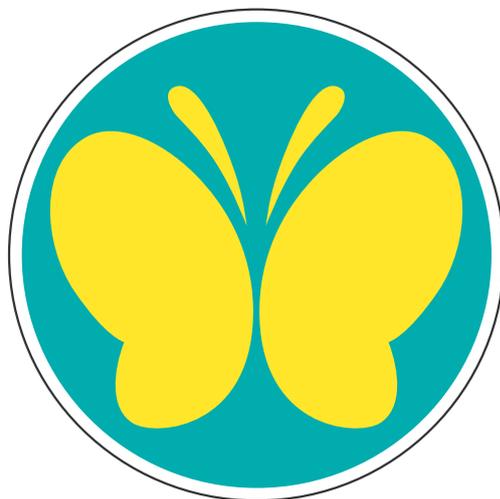


このコーナーは、福祉に関わるシンボルマークの趣旨を紹介します。

# 聴覚障害者標識

## マークの意味は…？

今まで、聴覚に重度の障害がある人には自動車運転免許が交付されていませんでした。しかし、バリアフリー社会実現のため障害者の社会参加を促進する意味で、道路交通法が改正され、一定の条件をクリアすれば、重度聴覚障害者にも自動車運転免許が交付されることになりました。



聴覚障害者標識

## 聴覚障害者標識と ワイドミラーを装着

今までは聴覚に障害がある場合、補聴器を用いても10メートルの距離で90デシベルの警告音の音が聞こえない場合は、免許は交付され

ませんでした。しかし平成20年6月1日に改正道路交通法が施行になり、条件付きで今まで対象となっていなかった人にも免許が交付されるようになりました。

その条件とは①聴覚障害者標識(凶)を車の前後2カ所に表示すること、②後方視野を確保し、車両斜め後方の死角を解消するため、ワイドミラーを装着することです。

反対に言えば、今まで免許が交付されてい

なかった聴覚障害者が運転する場合は、この条件が義務づけられたことになり、聴覚障害者標識をつけていなかった場合は、●2万円以下の罰金、●反則金 4、000円、●基礎点数 減点1点が科せられることになりました。

## 一般ドライバーも配慮を

運転できるようになるとはいつても、聴覚に障害がある場合には様々なハンディキャップがありますので、一般ドライバーは、聴覚障害者標識をつけた車が安全に通行できるように配慮しなければいけません。聴覚障害者の車に幅寄せや、割り込みなどをするのはもつてのほかで、このような場合は違反となり、●5万円以下の罰金、●反則金 6、000円(普通車)、●基礎点数 減点1点が科せられます。

また「警笛鳴らせ」の警戒標識が設置されている山地部の道路や見とおしのきかない交差点や曲がり角等で注意を要する他、脇道から前進又は後退して大きな道路に入ろうとしている聴覚障害者の自動車や自分の車線に車線変更しようとしている聴覚障害者の自動車には、優先的に道を空けてあげる思いやりが必要でしょう。